

コーヒー、紅茶の原産地の認定について

商工会議所発給の原産地証明書の原産地の認定については、貿易登録時にご確認いただいている『商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程』のとおり、“関税法施行令ほか別表の原産地の認定基準”に準じて、ご申請いただくこととなっています。しかしながら、コーヒー、紅茶の原産地について、加工により日本製とならないにもかかわらず、確認不十分のままの申請が散見されますので、改めてお知らせします。申請時には、必ず上記原産地認定基準に準じていることを今一度ご確認くださいませようお願いします。

●コーヒー

コーヒー豆は焙煎、粉碎、ブレンドなどの加工を加えても、関税法施行令における実質的な変更にあたらぬ(HSコードの項/上4桁 変更とならない)ため、加工の前後で原産国は不変です。豆の原産国すべてを原産国として表記する必要があります。

一方、コーヒー豆から抽出された飲料(缶コーヒー、アイスコーヒー用液体コーヒー等)やエキス及び加工品であるインスタントコーヒーは、豆とは別のHSコードとなり、その加工国が原産国となります。

例) レギュラーコーヒー(焙煎豆、粉コーヒー共)...ブレンドされたコーヒー豆の全原産地を記載
(例えば、ブラジル、コロンビア、グアテマラ等)

キリマンジャロブレンド(焙煎豆).....タンザニア+ブレンドされた全ての豆の原産国
インスタントコーヒー.....日本製(日本で加工した場合)

●紅茶

コーヒー同様に茶葉のブレンドや香りづけ等の加工をしてもエキスとして抽出しない限り、HSコードの項(上4桁)変更はなく、加工の前後で原産国は変わりません。

例) ブレンド品.....元の原産国の全てを併記(割合は記載不要、コーヒーも同様)
アソート品(組み合わせ品)...ブレンド品と同じ(元の原産国の全てを併記)
香りづけ品.....元の原産国のまま
紅茶の清涼飲料水.....日本製(日本で加工した場合)

(参考) 商工会議所発給「原産地証明書」における物品の原産地の判断基準

- ・完全生産品：日本で獲れる鉱物資源や動植物、魚介類が典型的なもの。
- ・実質的変更基準を満たす産品：

上記完全生産品以外のもの、つまり外国産や原産国未確認の原材料を使用して生産されたもののうち、財務省令において実質的な変更とする加工や製造がなされたもの。原則として、生産された物品の関税番号(HSコード上4桁)が、その原材料のHSコード上4桁から変わる加工又は製造が日本でなされているものについて日本製とする。

詳細はこちら→東京商工会議所証明センターHP「原産地証明(3)原産地の判定について」

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/country_of_origin/pdf/coo01.pdf

(参考) 外国産商品の原産地証明書について…外国産であるという証明書類が必要です

詳細はこちら→上記HP「原産地証明 外国産商品の原産地証明について」

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/country_of_origin/coo08/